

企業版ふるさと納税を活用した公民協働による 「社会的備蓄」の推進について(ご提案)

~木造モバイル建築の活用と地域振興について~

一般社団法人日本モバイル建築協会

一般社団法人日本モバイル建築協会について



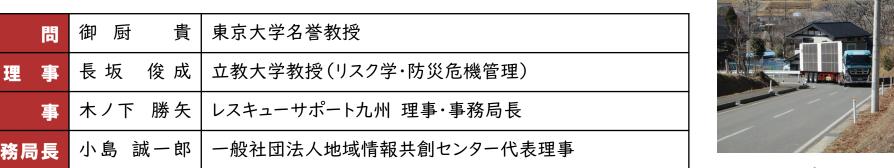
1	体 名	一般社団法人日本モバイル建築協会
設	立	2021年5月6日
本 店	所 在 地	東京都千代田区内神田2丁目12-1
研究開	発センター	茨城県猿島郡境町内門600-I

顧



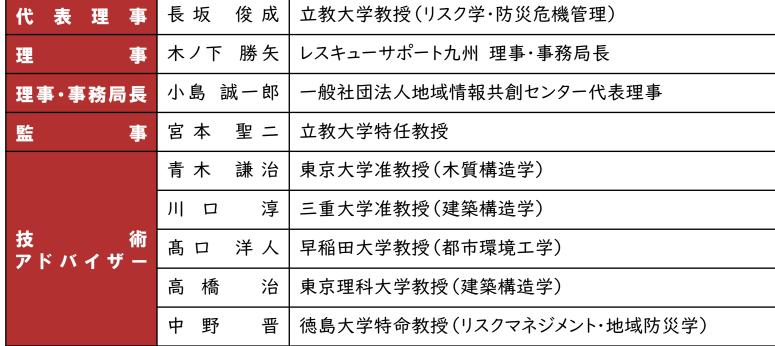














一般社団法人日本モバイル建築協会について



目的·事業概要

当法人はモバイル建築の研究開発及び公民協働による社会的備蓄の普及を通じて、国難級の災害時における居住福祉の改善並びに新型コロナウイルス禍以降の新しいワークライフスタイルに即した国民生活の向上と地方創生に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- ① モバイル建築に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- ② モバイル建築のオフグリッド化に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- ③ モバイル建築に関する安全性、住性能、環境性能に関する審査、認定、相談、指導
- ④ モバイル建築に関する知的財産権管理
- ⑤ モバイル建築の普及のための広報、展示、教育、研修
- ⑥ モバイル建築の技術的・制度的課題解決のための国・地方公共団体等への提案、協力
- ⑦ モバイル建築の社会的備蓄に関する制度やビジネスモデルの調査研究、指導
- ⑧ モバイル建築の社会的備蓄の平時運営支援および災害時運用支援に係る情報プラットフォームの構築・運用
- ⑨ モバイル建築の災害時運用に係る地方公共団体への調整、あっせん、仲介、支援
- ⑩ モバイル建築・住宅の減災・免災に関する研究開発と普及
- ① その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

「モバイル建築」について(主な概要)



ボックスユニット方式







大型パネルユニット方式







写真提供:ウッドステーション株式会社

- ◆ 工場で製造した建築ユニットを、ユニット単位でトラック等 に積載・輸送し、迅速に建設・移築することを繰り返し行う ことができる建築物の総称。
- ◆ 全国に存在する地場の工務店でも製造できること、また、 国産材の使用比率を高めていきたいことから、日本モバイ ル建築協会としては、国内流通材を活用した、木造での建 築を推奨している。
- ◆ ユニットを規格化し複数のユニットを連結・積層することで、 様々な間取りや規模、用途、階数の建築物が構成できる。
- ◆ 使用目的が達成され、次の場所に移築し、再利用する際に、 解体廃棄物がほぼ発生しないため、環境負荷の軽減と高 い経済性を有する。

【性能と品質】

- 本設の恒久仕様:一般住宅と同等以上の安全性、耐久性、 断熱性を有する。
- 高い遮音性、環境性能を有する。
- 耐震等級3
- ・ 断熱等級5~6相当(新潟県5地域又は北海道ZEH水準)

【参考】過去の震災時に発生した住家被害と応急仮設住宅供給戸数



住家被害と応急仮設住宅供給戸数 阪神・淡路大震災 新潟中越地震 東日本大震災 (H16.10.23) (H7.1.17)(H23.3.11) 全壊 104.906棟 $(\times1)$ 3.175棟 $(\times 2)$ 127,291棟 (X3)【東日本大大震災(2011年)】 プレハブ等で建設された応急仮設住宅 住家 被害 144.274棟 (**※1**) 272.810棟 (X3)13.810棟 $(\times 2)$ (全ての仮設住宅の建設が完成するまで:約8か月) 249.180棟 16.985棟 400.101棟 (全壊・半壊) 応急仮設住宅 53,194戸 応急仮設住宅 (建設分) (XI)48.300戸 3.460戸 53.194戸 $(\times 4)$ (建設分) 応 急仮設住宅 応急仮設住宅 応急仮設住宅 68,645戸 139戸 174戸 68.645戸 $(\times 5)$ (みなし仮設住宅) (みなし仮設住宅) (% 2)48,439 3,634戸 121,839戸 (建設・みなし分) 合計 121,839戸 (建設・みなし分) (※1) 阪神・淡路大震災について (確定報) 消防庁 (H18.5.19) (※2) 平成16年(2004年) 新潟県中越地震(確定報)消防庁(H21.10.21) (※3) 平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第149報)(H26.3.7) (※4) 平成26年3月1日時点 (※1)2014年(平成26年)3月1日時点 (※5) 平成24年3月30日時点 資料:「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成24年5月 国土交通省住宅局住宅生産課 より加筆・修正 (※2)2012年(平成24年)3月30日時点 7

内閣府「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」中間取りまとめ参考資料より作成

【参考】大規模災害の被害想定から算出した応急仮設住宅の必要量の推計



【応急借上住宅供与戸数(可能な限り賃貸用空き家で対応した場合)及び応急建設住宅必要戸数】

- ▶ 既存住宅ストックを活用した応急借上住宅は建設型に比べ短期間で提供が可能である。 東日本大震災においては、全壊・半壊併せて約40万戸の住家被害が発生し、約12万戸の応急仮設住宅が提供されたが、そのうち、応急借上住宅は約7万戸。
- ▶ 首都直下地震では約66万~94万戸、南海トラフ巨大地震では約105万~205万戸の応急仮設住宅が必要になると見込まれる。
- ▶ 可能な限り賃貸用の空き家を活用する場合、首都直下地震の被害が想定される地域では約87万戸、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域では約121万戸の民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することとなり、自治体の事務手続きの負担は膨大になると想定。
- ▶ 応急仮設住宅の必要戸数について可能な限り賃貸用の空き家を活用したとしても、首都直下地震では、東京都において約8万戸、南海トラフ巨大地震では、中部地方で約37万戸、四国地方で約25万戸、近畿地方で約19万戸、九州地方では約4万戸の応急建設住宅が必要。

応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数 ^{※1}	応急借上住宅 供与戸数 ^{※2}	芯急建設住宅 必要戸数 ^{※3}
3,754	79,100	3,754	_
207	62,200	207	_
239	59,600	239	_
110,114	170,300	110,114	_
69,473	159,500	69,473	_
567,050	489,600	489,600	77,450
192,906	248,400	192,906	_
5	30,000	5	_
5	110,600	5	_
943,753	1,409,300	866,303	77,450
	想定必要戸数 3,754 207 239 110,114 69,473 567,050 192,906 5	想定必要戸数 空き家戸数 ^{※1} 3,754 79,100 207 62,200 239 59,600 110,114 170,300 69,473 159,500 567,050 489,600 192,906 248,400 5 30,000 5 110,600	想定必要戸数 空き家戸数**1 供与戸数**2 3,754 79,100 3,754 207 62,200 207 239 59,600 239 110,114 170,300 110,114 69,473 159,500 69,473 567,050 489,600 489,600 192,906 248,400 192,906 5 30,000 5

南海トラフ巨大地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数 ^{※1}	応急借上住宅 供与戸数 ^{※2}	本急建設住宅 心要戸数 ^{※3}	
関東地方	47,907	1,350,600	47,907	-	
中部地方	743,849	445,700	377,788	366,061	
近畿地方	705,123	561,900	517,241	187,882	
中国地方	107,628	176,300	107,628	-	
四国地方	338,689	92,800	92,800	245,889	
九州·沖縄地方	109,486	323,700	65,030	44,456	
計	2,052,680	2,951,000	1,208,394	844,288	

南海トラフ地震については、平成15年当時に既往最大として想定したM8.7をレベル1の地震、四国全域と中部・近畿・九州の一部が震源域に入る理論上最大のM9.0をレベル2の地震とした場合に、より現実的なレベル1の地震の際に被害をゼロにするような対策を講じ、その際に最低限必要となる需要に基づいた住まいの確保策を検討する必要があるのではないかとの指摘があった。南海トラフ地震について、より現実的なレベル1の地震の際の全壊棟数は約49万~96万棟と推計されている。

内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会」論点整理参考資料より

^{※1・・・}総務省「平成25年住宅土地統計調査」(腐朽・破損なしの戸数)

^{※2・・・}可能な限り賃貸用空き家で対応した場合で各県ごとの戸数を合計したもの。実際には、既存の空き家が全て応急借り上げ住宅として活用できるわけではない。

^{※3・・・}ブロック内で必要戸数を確保しようとする場合。



本設



平常時・社会的備蓄

【地方創生】

- ●宿泊研修
- ●観光・体験交流(道の駅等)
- ●キャンプ・グランピング・ワーケーション
- ●移住体験住宅・セカンドハウス

【with コロナのワークライフバランス】

- ●テレワーク・リモートオフィス
- ●シェアオフィス、エリアリノベーション
- シェアラボ・シェアキッチン

【地域社会の課題解決】

- ●ケアラー支援・レスパイト
- ●地域食堂・学習支援
- ●コミュニティ施設・パーク PFI
- ●ホスピス

【事前復興】

- 事前移転・防災公園
- ●コンパクトシティ

利益を地域に還元

- 森林保全・林業振興
- ●県産木材等の利用促進
- ●建築・インテリア等の人材育成
- ●低炭素社会への貢献

【財源の例】

応急・復旧期

【災害時】

●福祉避難所

●応急住宅

● BCP 施設

製造ノウハウの無償ライセンスにより地産地消のモバイル建築の普及

医療的ケア児・者対応

(動くみなし仮設住宅)

【感染症等の緊急事態時】

自主隔離・面会施設等

●福祉グループ仮設

●感染症対策施設

検査・発熱外来

- ●地方創生拠点整備交付金等
- ●個人版ふるさと納税による クラウドファンディング
- ●企業版ふるさと納税

社会的備蓄を支える ビジネスモデル

● ESG 投資・SDGs の実践

復興期

※人口減少に応じて移設可能

●災害公営住宅

●自宅再建支援

仮設住宅払下げ

リバースモーゲージ

リース・レンタル等

団地型・戸建型

- ●リース・レンタル
- ●保険・デリバティブ

モバイル建築を活用した 「社会的備蓄」について

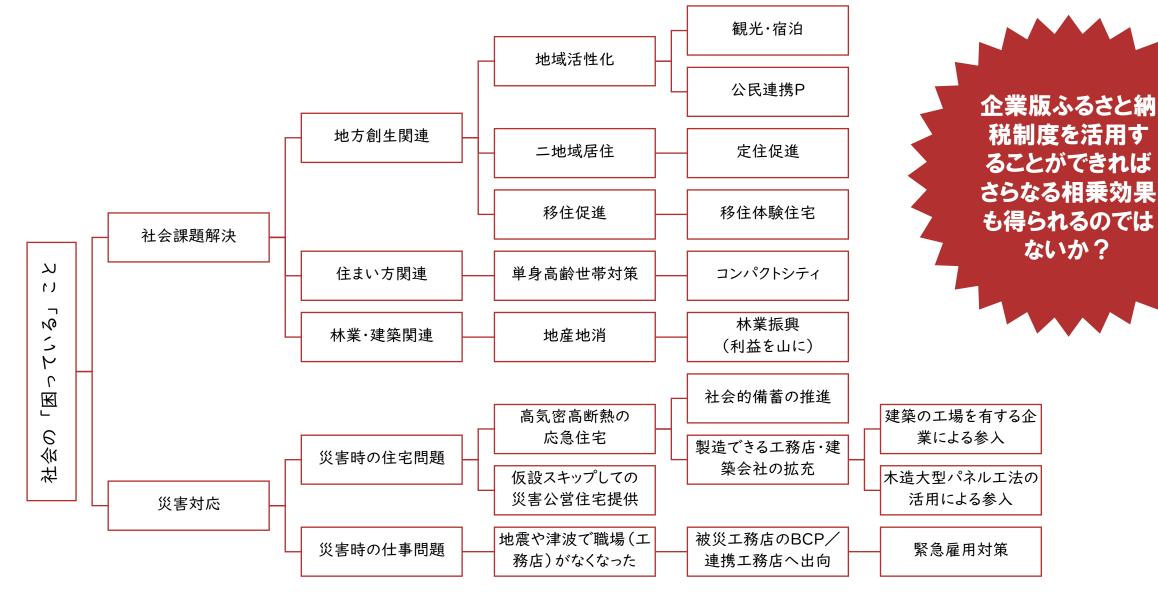


- 「社会的備蓄」は、災害のための備蓄をしな がら、平常時には地域の施設として活用する 考え方。
- ▶ 平常時は地方創生等に資する社会資源として、 自治体や民間が使用収益をし、地域課題の 解決に資することを第一目的に活用しつつ、 国難級の災害時には、被災地に移設させたり、 広域疎開の受入等含め、被災者のための住 居問題や、被災生活におけるQOL (Quality Of Life)の向上を両立させるための取り組み。

●利用権のシェア

「モバイル建築」が解決する社会課題の代表例





企業版ふるさと納税に関する取り組み 〔例1〕滞在型多目的交流施設(テレワーク等でも利用可)

















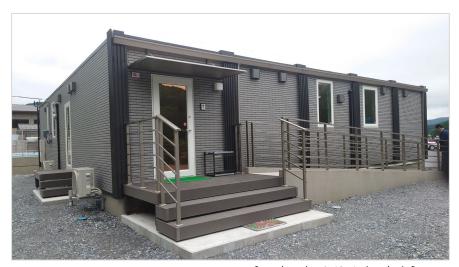


[写真:すべて三重県南伊勢町]

企業版ふるさと納税に関する取り組み [例2] 放課後児童クラブ



[写真:茨城県境町]



[写真:岩手県大船渡市]





[写真:愛知県常滑市]



[写真:愛知県常滑市]

その他、モバイル建築×企業版ふるさと納税で活用出来ること(代表例)



ワーケーション	テレワーク	滞在型テレワーク センター	コワーキングスペース	貸別荘	定期借家型 シェアハウス
キャンプ場の コテージ・ グランピング	コンパクトシティ の新規形成	宿泊研修施設	移住体験住宅	他地域居住施設	スポーツ施設の クラブハウス
放課後児童クラブ	地域食堂	高校生による チャレンジキッチン チャレンジショップ	高齢者単身独居 対策	介護·福祉 関連施設	公園内収益施設
コミュニティカフェ	ドライバーの宿泊 休憩施設(道の駅、 SAPA等)	農家民宿・農家カフェ	アグリツーリズム	グリーンツーリズム	etc···

寄附をご検討の企業様に向けた 日本モバイル建築協会 としての取り組み



①企業様にとってのメリットの伝達 (企業版ふるさと納税ポータルサイト上の資料を活用)

- ·SDGsやESG(Environmental, Social, Governance)への寄与・目標達成に向けた取り組み
- ・会社の成長に寄与いただいた全国の地域に対する恩返し
- ・地方創生を通じて地方が活力を取り戻す事による、次のビジネス創出の可能性が生まれる(経済的な見返りではなく、地域を巻き込んだ地域経済の活性を期待)

②企業版ふるさと納税で出したい・これなら出せると思わせられるテーマの設定・提案

- ・国難級災害に備え、かつ、地方創生での活用をすすめるための『社会的備蓄』へ賛同いただける自治体様の募集
- ・とある一企業による大規模な拠出による事業遂行モデルだけではなく、小さな金額しか拠出できない企業でも取り組み可能な『社会的備蓄』のためのテーマ設定を頂ける自治体様の募集

③有意義な企業版ふるさと納税の活用方法レクチャー

- ・先行受入の協力をいただいている自治体首長様及び企業版ふるさと納税担当者から説明をしてもらう
- ・Q&A資料の読み込みと、先行して記述されている内容を企業様に対して説明をする
- ・三方良しを心がける(この場合は「自治体良し、企業良し、住民良し」になる)

【参考】企業版ふるさと納税×社会的備蓄のための関係性(代表例/地域毎に内容が変化します)



自治体様

- ·「社会的備蓄」への賛同と受入体制の整備(各種交付金との組み合わせや、独自に整備が必要なケースもある)
- ・自治体主導での地域課題解決(過疎集落、高齢一人暮らし&家の相続者がいなくなる事による空き家問題、公営住宅老朽化、 等々)→コンパクトシティ化、リバースモーゲージ等を組み合わせた、次の100年を見越した地域計画の実施。

日本モバイル建築協会

- ・「社会的備蓄」の推進と導入自治体が増えることによる、災害時及び災害発生後の「住」問題の解決への寄与
- ・地方が元気になり、金が回る仕組みが活発化することによる、地域活性化への寄与
- ・日本の森林活用 × 国産材の理想的な活用 × 新しい資材&人材&技術の活用 による、地域を元気にする仕組みを広めること への寄与

拠出企業様

- · SDGsやESG (Environmental, Social, Governance)への寄与・目標達成に向けた取り組み
- ・会社の成長に寄与いただいた全国の地域に対する恩返し
- ・企業のPRや、新たなパートナーシップの構築の実現
- ・地方創生を通じて地方が活力を取り戻す事による、次のビジネス創出の可能性が生まれる

会員企業や提携企業 と一緒に、社会的備 蓄に賛同いただき、現 金納付を検討頂ける 企業へのアプローチを 実施中。

ご清聴ありがとうございました



『社会的備蓄』について、ご興味・ご関心を持っていただけた自治体様がございましたら、下記フォームまでお願い致します。

ご質問・お問い合わせはこちらから 一般社団法人日本モバイル建築協会

https://mobakyo.or.jp/contact/